

かわさき市民アカデミー会議の公開規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人かわさき市民アカデミー（以下「NPO法人」という）は、透明かつ公正な会議の運営を図り、受講生及び会員、賛助会員にNPO法人の運営に対する理解を深め、受講生及び会員、賛助会員の知る権利の確保に資するとともに、開かれたNPO法人の運営の実現を一層推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この規程の対象とする会議は、NPO法人の事務または事業について受講生及び会員、賛助会員の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、受講生及び会員、賛助会員、学識経験者を構成員としてNPO法人に設置された次の会議とする。

- (1) 総会 (2) 理事会 (3) 運営協議会

(非公開とすることができる会議)

第3条 第2条の規定にかかわらず、会議の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部または一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、当該法人等または当該個人に、不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合
- (2) 公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障があると認められる場合

(会議開催の通知)

第4条 公開する会議を開催するに当たっては、原則として開催の7日前までに、次に掲げる事項をNPO事務局前に掲示する。

- (1) 会議の名称 (2) 開催日時 (3) 開催場所 (4) 議題 (5) 傍聴定員

(会議の傍聴)

第5条 受講生及び会員、賛助会員は、会議が非公開とされたときを除き、NPO法人の定めるところにより会議を傍聴できる。

- 2 前項の場合において、公開する会議は、傍聴を認める者の定員を定めることができる。
- 3 公開する会議は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会議の秩序の維持に努めなければ

ならない。

(傍聴の受付)

第6条 公開する会議の傍聴申込みは、会議開催前日までNPO事務局で受け付ける。

- 2 前項の場合において、傍聴者は先着順で決定する。
- 3 傍聴申込み者の受付は、受付簿に氏名、住所、電話番号を記録しなければならない。

(会議資料の提供)

第7条 会議が公開されるときは、NPO法人の定めるところにより、傍聴する者に非公開とする内容資料を除いて会議資料を提供しなければならない。ただし、資料が図面・報告書など多量となるときは閲覧にすることができる。

(会議録の作成)

第8条 NPO法人は、会議についての会議録を作成しなければならない。

(会議録の写しの閲覧)

第9条 NPO法人は、公開された会議に係る会議録の写しを閲覧に供しなければならない。

附則

この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。